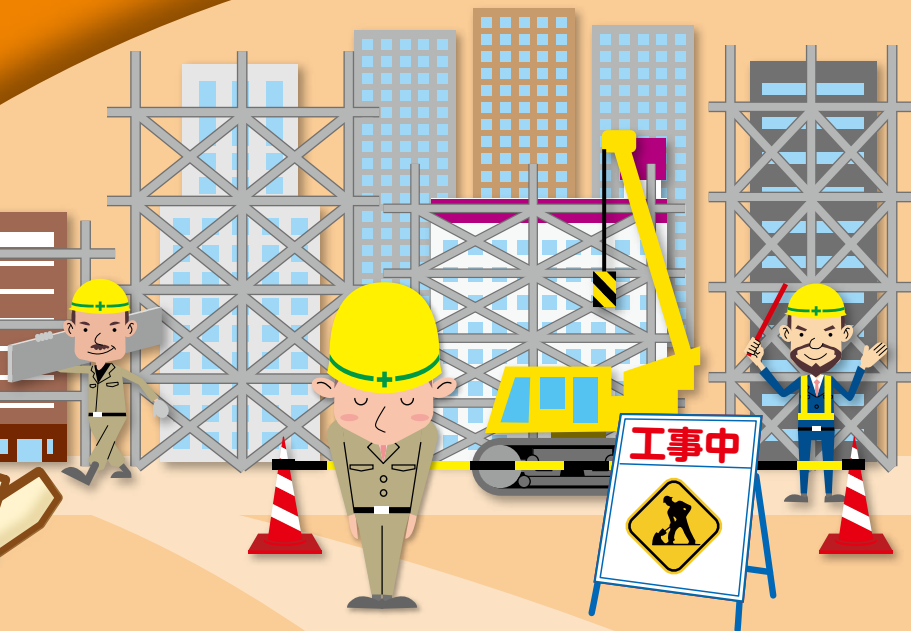


請負業者賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+請負業者特別約款)

工事等請負業者のための安心のパートナーです



安心のパートナーです…

請負業者賠償責任保険

工事等の請負業務が複雑化・大型化している今は、請負業務に起因して他人に思わぬ損害を与えることが増えています。ひとたび事故が起きた場合の経営に与えるダメージを最小限に食い止める具体策として、この請負業者賠償責任保険を是非、ご検討ください。



こんな時にお役に立ちます！

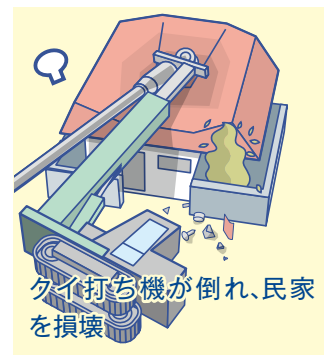
本保険は、下記**1**、**2**によって、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、請負業者(下請負人を含みます。)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

1 仕事の遂行に起因する損害賠償

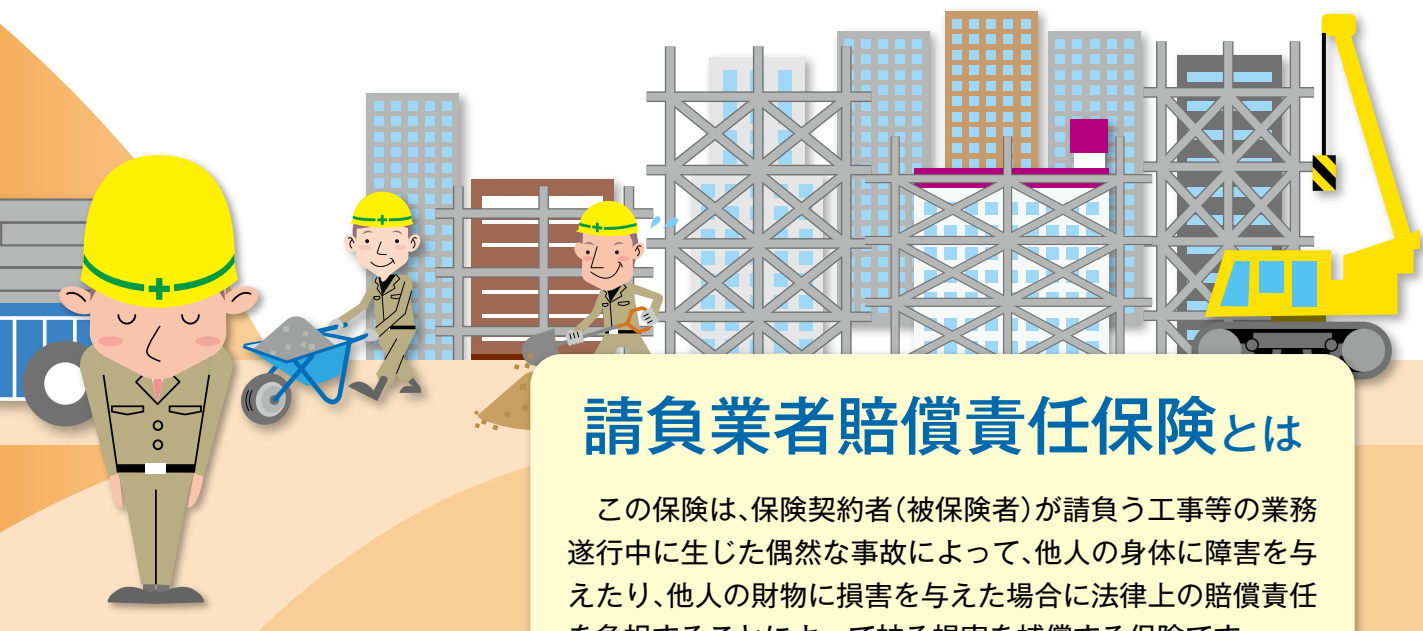
(例)ビル建設現場で工事用資材・機材等の落下および建設機械類の倒壊等請負工事(作業)の遂行に起因する賠償責任

2 仕事の遂行のために用いる「施設」に起因する損害賠償

(例)現場事務所、従業員宿舍、資材置場等の付帯施設が原因となった賠償責任



こんな事業の方におすすめします！

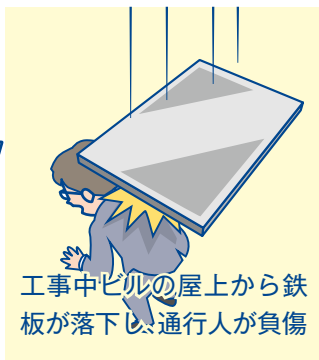


請負業者賠償責任保険とは

この保険は、保険契約者(被保険者)が請負う工事等の業務遂行中に生じた偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えた場合に法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。



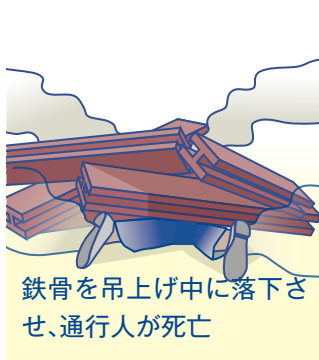
クレーンが倒れ、乗用車を損壊



工事中ビルの屋上から鉄板が落下し、通行人が負傷



工事用工具を落とし、通行人が負傷



鉄骨を吊上げ中に落下させ、通行人が死亡



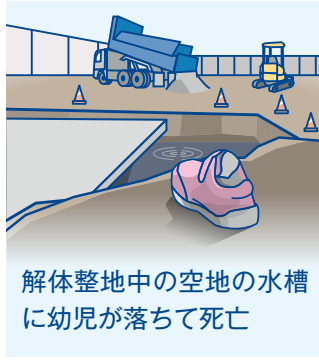
道路工事のショベルカーが、ガスを切断



工事現場でコンクリートブロックの外壁が崩れ、通行人が死亡



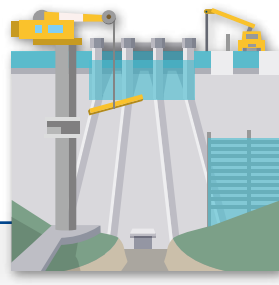
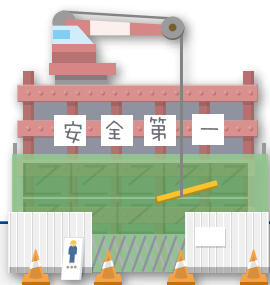
ペンキ塗装中に転落し、通行人が重傷

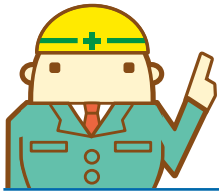


解体整地中の空地の水槽に幼児が落ちて死亡

- ビル工事
- 道路工事
- 水道工事
- ガス工事*
- ダム建設 など

*「LPガス販売業務」は補償の対象外となります。





お支払いする保険金の内容

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保険金の種類		支払方法
費用損害	①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
	②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
	③応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
	④争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
	⑤保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
	⑥示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
		被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
		①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
		支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
		支払限度額の外枠でお支払いします。
		支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に優先権(先取特権)があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次のア・イのいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。
- ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(※)
- イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額

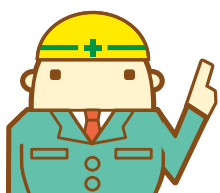
=

損害の額

-

他の保険契約等から支払われた
保険金または共済金の合計額

(※)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。



ご契約前のチェックポイント

保険料の算出について

保険料は、請負金額を基礎とし、請負業務の内容・種類等により計算いたします。

- | | | |
|--|---------------------------------|--|
| <p>1 請負業者名</p> <p>2 請負業務期間</p> <p>3 着手物件名(工事名等)、
請負業務・施設の内容</p> <p>4 着手物件所在地(工事現場等)</p> <p>5 請負金額</p> | <p>6 希望される
支払限度額</p> | <p>身体賠償 1名 ○○○万円</p> <p>1事故 ○○○万円</p> <hr/> <p>財物賠償 1事故 ○○○万円</p> |
| | <p>7 希望される自己負担額</p> | <p>1事故 ○○○円</p> |

あらかじめ次のことをお決めください。

- 被保険者(保険の補償を受けられる方)**
請負業者(下請負人を含みます。)

- 保険期間(保険証券記載の保険期間)**

保険期間は、請負業務期間(着手～引渡予定日)と同一といたします。この保険期間中の事故のみが保険金支払の対象となります。

土木・建築等の請負工事では、工事が予定どおり終わらず、工事予定期間が延長されることがありますが、このような場合には、この保険ではご通知(工事が終了しない理由と工事終了予定日の書面による通知)していただければ、請負金額に変更がない限り、追加保険料をお支払いいただくことなく、保険期間をご通知いただいた工事終了予定日まで延長することができます。

- 支払限度額**

この保険では、次の額を最低とし、事故を想定して妥当と思われる賠償金の額等を勘案して支払限度額を設定していただきます。

身体賠償	1名につき	50万円
	1事故につき	100万円
財物賠償	1事故につき	10万円

なお、保険期間中に何回事故が起きても、その都度支払限度額を限度として保険金をお支払いします。(自動復元制)

- 請負金額による保険料の割引**

請負金額が5,000万円を超える請負業務の場合には、その請負業務の種類により共栄火災所定の基準により保険料を割引くことができます。ただし、この場合、請負金額は、1請負業務ごとに把握するものとします。

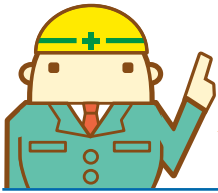
- 自己負担額**

自己負担額は1事故1,000円とします。ただし、これを増額、削除することもできます。なお、この自己負担額は、身体障害賠償、財物損壊賠償に対してそれぞれ個別に適用されます。

- 保険料**

保険料は、対象となる請負業務の内容・種類等によって異なりますので、詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店にご相談ください。





保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者^(注1)、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊^(注2)についてその財物に対し、正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う下記の事故に起因する賠償責任
 - (1)土地の沈下・隆起・移動・振動、土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
 - (2)土地の軟弱化、土砂の流出・流入に起因する地上の構築物等の損壊
 - (3)地下水の増減
- 被保険者の使用人および被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
(この種の危険は、労災総合保険(政府労災の上乗せ保険)で補償します。)
- 航空機、自動車の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任。ただし、工事場内における建設用工作車(ブルドーザー、パワーショベル等をいい、ダンプカーは含みません。)は保険の対象になります。^(注3)
- 仕事の終了または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する賠償責任
(この種の危険は、生産物賠償責任保険で補償します。)
- 塵埃または騒音に起因する賠償責任
- 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏水、いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任
- 窓、扉等から吹き込んだ雨、雪等によって他人の財物に与えた賠償責任
- 請負業者の管理を離れた施設外にある財物に起因する賠償責任
- LPガス販売業務にかかる作業に起因する賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任
- 石綿、石綿を含む製品またはその代替物質の有害性に起因する賠償責任
- 廃棄物に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出に起因する賠償責任とこれに伴う損害防止費用
- 身体の障害を被った者の労働能力の喪失または減少により、その者の属する企業等が被った損失に起因する賠償責任
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任

など

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 滅失、損傷または汚損をいいます。滅失とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。損傷とは、財物が壊れることをいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。汚損とは、財物が汚れたことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。

(注3) 建設用工作車に付保されている自賠責保険および自動車保険によって支払われる保険金の額(自賠責保険を付保すべき車両の場合には自賠責保険を付保していたならば支払われたであろう保険金の額)を差し引いた分のみがお支払対象となります。

自然災害時の法律上の賠償責任について

下記の場合、一般的には天災の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるようなときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられており、保険金のお支払いの対象とはなりません。

- 例 ● 比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水
● 台風などの風災や大雪による雪害



オプションの補償(主な特約)

補償を拡大する特約



漏水補償特約(請負用)

●補償の内容

給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害を補償します。



管理財物の範囲に関する特約

●補償の内容

仕事の遂行に伴って管理する他人の財物について、「保険金をお支払いできない主な場合」にいう「被保険者が所有、使用または管理する財物」とみなさず、保険金お支払いの対象となります(ただし、下記のものを除きます)。

- ①他人から借用した工具、機械、資材等^(注1)
 - ②他人から支給された資機材等
 - ③錯誤^(注2)による仕事の目的物自体に生じた損壊(火災や爆発による損害が生じた場合を除きます。)
- (注1) レンタル物件、リース物件を含みます。
 (注2) 錯誤とは、作業箇所の誤り、寸法の誤り、材料・材質の選定誤りをいいます。



人格権侵害補償特約

●補償の内容

保険期間中に、以下の不当行為により第三者の人格権を侵害した場合の賠償責任を補償します。

- ①不当な身体拘束による自由または名誉の侵害
 - ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉またはプライバシーの侵害
- (注) 次の行為に起因する賠償責任は補償対象外です。
- ①採用、雇用、解雇に関して行われた不当行為
 - ②広告宣伝活動、放送活動、出版活動 など



見舞費用補償特約

●補償の内容

身体賠償事故が発生し、賠償責任に対する保険金をお支払いする場合において、保険会社の同意を得て被保険者が支払われた弔慰金、見舞金等の費用を補償します。



事故対応費用補償特約

●補償の内容

身体賠償事故が発生し、賠償責任に対する保険金をお支払いする場合において、被保険者が負担された以下の事故対応費用を補償します。

1. 被害者対応費用

- ①被害者側が現地に赴いたときの交通費・宿泊費
- ②被保険者が現地に赴いたときの交通費・宿泊費
- ③被保険者が被害者対応に要した通信費用
- ④被保険者が被害者側と対応するために要したホテル代・貸し会議室・事務所等費用
- ⑤被害者側が現地以外の連絡場所に訪問した場合の交通費・宿泊費

2. 示談交渉費用

被保険者が被害者側との示談交渉のために直接関連して要した交通費・宿泊費・通信費

- (注1) 被害者1名あたり1回の事故につき、30万円が限度となります。
 (注2) 被害者側の宿泊費は14日分が限度、被害者側が現地に赴いた場合の交通費・宿泊費は被害者1名につき2名分が限度となります。

補償を縮小する特約



費用内枠払特約

●補償の内容

訴訟費用等の費用損害を支払限度額の内枠としてお支払いします。



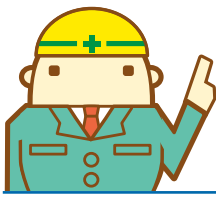
共通支払限度額特約

●補償の内容

1名・1事故について、身体・財物共通の支払限度額を設定します(1回の事故について、身体の損害と財物の損害とを合算して、支払限度額を限度に補償します。)

(注) 特約の詳細につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。





包括契約について

請負業者賠償責任保険のご契約の方法としては、次の2つがあります。

- 1 個別契約方式……個々の請負業務ごとに保険を契約します。
- 2 包括契約方式……貴社が行う請負業務について、一括して保険を契約します。

包括契約方式(確定保険料用)のメリット

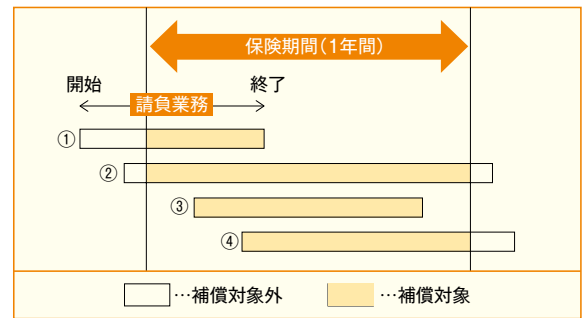
包括契約方式をご採用いただくことにより、個別契約方式に比べて次のようなメリットがあります。

- (1)契約漏れがなくなります。
保険期間中に貴社が行うすべての請負業務を一括してご契約いただくため、個々の請負業務について事前に保険手続きを行う必要がなくなります。
◇うっかり手続きを忘れてしまう等のリスクを防ぐことができます。
- (2)事務の簡素化が図れます。
ご契約時に、把握可能な直近の会計年度等(1年間)における実績数値(完成工事高、売上高または請負金額をいいます。)のご申告をいただくことにより、毎月および保険期間終了後の実績のご通知や、保険料の確定精算手続きが原則として不要となります。

(注)包括契約方式の詳細につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

包括契約の補償対象となる事故

請負業務の開始(着手)時期にかかわらず、保険期間中に発生した事故による損害を補償します。



ご注意ください

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご契約者には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

商品内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

共栄火災海上保険株式会社

本社/〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先